



日本真正保守（自由）主義 政策綱領（案）〔Ⅲ〕家族・婚姻・人口 etc.

〔Ⅲ〕 婚姻と家族は「あなた（たち）と私の関係」ではなく「私たちという関係」である。

● 政策提言【具体的施策】

（1）憲法改正時には「家族保護」規定を明記する。

「家族は、尊重される。家族による祖先の祭祀は、保護を受け、尊重される。婚姻の自由は、これを保障する。家族を尊重しない、いかなる立法も禁止する。」

（中川八洋『国民の憲法改正』、ビジネス社、18頁より。）

（2）日本国の「家族制度」および「婚姻制度」は以下のものに限定する。

1. 「家族制度」は、「夫婦同氏（家族同氏）」とし、この「氏」を「戸籍編製の基準」とする（家族は同氏同戸籍とする）。
2. 「婚姻制度」は、男女間（異性間）のものに限る（同性婚は公的制度化しない）。
3. 上記の制度としての「家族」または「婚姻」を拒絶して生きる個人の選択の自由を保障する。但し、自らの意思により「国の制度」への参入を拒絶する者は、国（政府）が「家族制度」と「婚姻制度」の参入者に与える保護と利益のすべてを国（政府）に要求することはできない。
4. 夫婦同氏（家族同氏）を定める民法第750条の規定は、日本国憲法第13条、第14条1項、第24条に対して「合憲である」とした「（平成27年12月16日）最高裁判所大法廷判決」を尊重し厳守する。

（3）男女を同一化しようとする試みは男女を共に堕落させるため行わない。

1. 男らしさ/女らしさ（男女間の差異や区別）そのものを否定するフェミニズムの「ジェンダー・フリー（またはジェンダー平等）」に立脚している教育施策、行政施策はすべて停止（または廃止）する。
2. 日本国を「ジェンダー・フリー」へと誘う施策の法的根拠とされる「男女共同参画社会基本法（共参法）とその関連法」はすべて廃止する。同時に男女共同参画会議、内閣府男女共同参画局などの行政組織・諮問機関等も廃止する。
3. 代替政策として、「男女の法の下の平等」を確保しつつ、男女が互いの差異を認めて尊重し自らの不完全さを互いに補完し合うことによって「男女の価値が等しく尊重される社会」へと大きく面舵を切る。

（4）LGBTと「LGBT（共産革命）運動」とを区別して扱う。

1. LGBTに対しては「共存の慣習」を保持する。

2. 他方、LGBTを神格化して崇拜対象とし、次世代の若者を「結婚しない人生」、「家族を持たない人生」へと誘導（洗脳）する家族解体運動の手段としての「LGBT運動」に対してはこれを排撃する。

（5）日本国の人口（新生児出生数）増加に資する具体策を早急に立案する。

1. 新生児出生数「250万人/年～300万人/年」を目標と定める。
2. 「少子化社会」の到来を不可避の前提とした法律および施策は廃止する。
3. その担い手が激減する社会保障制度を縮小・削減し、新生児出生数の増加を促進する。
4. 生殖や子育てに関する自然の摂理と人類の普遍の真理を再認識させる。

地球上のすべての生命は「種の繁栄と永続」のために生存する。加えて、子供を産み育て、秩序と信頼のある良き家庭を築き、子供を自立した大人に成長させることは、人間固有の「創造的かつ道徳的な自然状態」なのである。

5. 人口増加政策に対して性差別やファシズム等のレッテル貼りは認めない。

（6）人口増加政策を伴わない「多民族共生（外国人移民の受入増加）政策」は日本国の大滅滅・日本民族の消滅に直結する劇薬となるため行わない。

（7）無制限の多様性や共生の要求は、自由秩序を破壊するため受容しない。

文明社会の人間が享受できる自由は、その社会で形成され、承認された道徳と法により制限される範囲内でのみ可能となる（その場合にのみ諸個人の自由と社会の秩序が両立可能となる）。そして「多様性」や「共生」は文明社会の自由の産物であるから無制限ではありえない。

（8）「持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）」は受容しない。

国連の「持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）」は、自由の原理と両立不可能な「すべての人々の（結果の）平等」という目標（理念）を掲げ、その達成手段として「（諸国間の）富の再分配」を「国連機関又は特定の人々が一元管理（グローバル統治）する」ことを前提とする21世紀版『（国連主導の世界）共産党宣言』というべきものである。日本国は自由社会の秩序の下での国際協調（協力）には積極的に参加するが、国連主導で世界秩序（富の再分配）を「社会主义/共産主義化」しなければ達成が不可能な「SDGs」には賛同できない。